

バイオスティミュラント資材等の特長的な効能を謳う資材については、農林水産省の「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」を満たすと判断したものについて取扱いを検討することとする。

そのうち、下記①～③の基準を満たし、メーカーと合意ができたものについては重点品目資材と位置づけ、本会主導による現地実証試験の実施ならびに委託試験等を通じた普及促進をはかる。

- ① 科学的に効果が説明つくこと
- ② 様々な条件での公的機関（または本会）による試験結果があること
- ③ 現地実証事例が複数あること

# 本会のバイオスティミュラント資材取扱いの考え方（チェックシート）

申請者：
品名・規格：

農水ガイドラインに即しているか（必要に応じ、資料を添付すること）		（備考）
	①効果の表示があるか（例：高温ストレス対策など）（表1） 肥料、農薬（植調剤）、土改材の効果表示（表2）ではないか	
	②使用に係る表示があるか（標準的な使用方法、注意事項など）	
	③根拠情報が確認できるか（試験結果や学術文献など） 試験条件（表3）を満たしているか	
	④安全性が確認できるか（表4，農作物・ヒトへの安全性、製品の安定性）	
関係法令の確認（該当する場合は登録番号等を記載すること）		（備考）
	①肥料法で定める肥料に該当するか	
	②地力増進法で定める土壌改良資材に該当するか	
	③農薬取締法で定める農薬に該当するか	
本会基準を満たしているか		（備考）
	①科学的に効果が説明できるか	
	②様々な条件での公的機関（または本会）による試験結果があるか	
	③現地実証事例が複数あるか	

表1～4は省略（ガイドラインの内容を反映させている）